令和９年度茨木市入札参加資格審査申請書提出要項　【新規登録】
（建設工事・建設コンサルタント）

茨木市（水道部を含む。）が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務において、競争入札に参加しようとする方は、下記内容を確認の上、入札参加資格審査申請書類を提出してください。

記

１　資格要件

(1) 共通事項

(ｱ) 次の事項に該当する者でないこと。

・成年被後見人
・被保佐人
・被補助人（契約の締結に関し同意権付与の審判を受けていない者）
・未成年者で営業の許可を受けていない者
・破産者で復権を得ない者

(ｲ) 国税、地方税を完納していること。

(2) 建設工事

(ｱ) 建設業法に基づく許可を受けていること。

(ｲ) 申請しようとする業種について、経営事項審査を受けていること。

(3) 測量・建設コンサルタント等

(ｱ) 営業について許可又は登録等を要するものにあっては、当該許可又は登録等を受けていること。

２　申請方法

以下の両方の申請が必要となります。

双方が不備のない状態でなければ、登録できませんのでご注意ください。

(1) 電子申請：業者登録受付システム入力

インターネットを利用して「茨木市ホームページ」から「茨木市業者登録受付システム」により、必要な申請事項を入力してください。

(2) 紙申請：業者登録受付システム入力後の書類提出

電子申請後、別紙「入札参加資格審査申請（新規登録）提出書類一覧表及び送付書類チェックリスト（様式１）」に定める必要書類を茨木市企画財政部契約検査課まで送付してください（ただし、一部書類については Logo フォーム（※）で提出可）。

茨木市契約検査課　ホームページアドレス
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/keiyaku/menu/index.html

3　書類提出方法

(1) 提出はすべて配送状況が確認できる方法で送付してください。
（持参またはＥメールによる提出は認めません。）ただし、「入札参加資格審査申請（新規登録）提出書類一覧表及び送付書類チェックリスト」及び「書類作成（入力）上の注意事項（工事/コンサル・新規登録）」に定める「Logo フォーム送信可」の書類については、以下に記載する Logo フォーム（※）を利用して電子送信が可能です。

※Logo フォームとは

地方自治体向けに作成された各種情報や各種ファイルを送信できる入力フォームを備えた電子申請システム。「４　提出先」の Logo フォームの URL または QR コードからお進みいただけます。

(2) 複数の申請者分を一括して送付することはできません。
(3) 送付は必ず申請者（会社）名で行ってください。
(4) 送付する封筒には、「入札参加資格審査申請書在中（工事（新規）又はコンサル（新規）のいずれかを明記）」と朱書してください。

4　提出先

＜送付先＞

〒567-8505
茨木市駅前三丁目８番１３号
茨木市　企画財政部　契約検査課　入札参加資格審査担当
電話　０７２－６２０－１６１３
※受付は、企画財政部契約検査課で一括して行います。

＜Logo フォーム＞

https://logoform.jp/form/2Qog/1289454

※令和８年 12 月１日（火）から送信可能となります。

5　提出期間

令和８年 12 月１日(火)から令和８年 12 月 15 日（火）まで（当日消印有効）
電子申請と紙申請の送付（Logo フォーム送信含む）を上記期間内に完結させてください。
提出期間外の受付は、一切受理できません。

6　提出書類

提出書類は、別紙「入札参加資格審査申請（新規登録）提出書類一覧表及び送付書類チェックリスト（様式１）」のとおりです。なお、不足書類がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

7　有効期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで（１年間）

市内業者（茨木市内に本社（本店）を有する業者）の方は、毎年指定する期間に必ず更新手続きを行ってください。なお、更新手続きをされない場合は、該当年度の入札参加者資格名簿に登載されませんのでご注意ください。

8　希望業種

(1) 建設工事

(ｱ) 登録できる業種の数は、別紙「茨木市建設工事申請業種表」から「１業種」とします。ただし、市内業者については、「２業種」までとしますが、建設業の許可のない業種及び経営事項審査を受けていない業種は希望することはできません。また、建築工事については第１希望のみの登録となりますので、第２希望とすることはできません。

指名にあたっては、第１希望業種を優先しますが、第２希望業種からも状況により指名します。また、原則、新規登録業者は２年目から指名対象とします。

(ｲ) 水道管布設工事（市内業者のみご登録可）を希望するときは、次に掲げる条件を満たし、証明等の提出が必要です。

(1) ①及び②に掲げる条件を満たしていること。

(2) ③及び④に掲げる資格等を有する者が在籍していること。ただし、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

(3) 上記の条件を証する証書等の写しを提出すること。

① 茨木市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)の指定を受けていること。

② 直近に開催された指定給水装置工事事業者研修会(以下「事業者研修会」という。)に参加していること。(注記１)

③ 公益社団法人日本水道協会が実施する「配水管工技能講習会（小口径管)」及び「配水管工技能講習会（大口径管）」の修了者が在籍していること。(注記２)

④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の「全国標準検定コース」又は「分岐穿孔検定コース」の検定合格者、若しくは「給水装置工事配管技能者講習会」の修了者が在籍していること。(注記２)

（注記１） 直近に開催された事業者研修会の実施日以降に指定工事事業者の指定を受けた場合は、次回に開催される事業者研修会への参加を誓約する文書を提出することにより、条件を満たしているとみなす。

事業者研修会受講後、受講を証明する書類を速やかに提出すること。

（注記２） ③及び④に掲げる資格等を証明する書類について、申請期間内に提出できない場合は、その旨の理由書を申請期間内に提出する書類に添付し、令和９年２月５日までに資格等の証明書を提出することにより、条件を満たしているとみなす。

(ｳ) 管更生工事（市内業者のみ登録可）を希望するときは、次に掲げる条件を満たし、①及び②を証明する書類の提出が必要です。

① 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で専門工法協会等の構成員となっていること。

② 次のいずれかの資格等を有する者が在籍していること。ただし、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

・下水道管路更生管理技士（一般社団法人　日本管路更生工法品質確保協会）
・下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）（公益社団法人　日本下水道管路管理業協会）
・下水道管きょ更生施工管理技士（一般社団法人　日本管更生技術協会）

(ｴ) 有効期間（令和９年度）中の業種の変更及び各年度途中での業種の追加はできません。

(2) 測量・建設コンサルタント等

(ｱ) 登録できる業務は所管官庁等の登録等を受けている業務とし、希望順位「第１希望」から最多で「第５希望」まで明記してください。
指名にあたっては、原則、新規登録業者は２年目から指名対象とします。

(ｲ) 有効期間(令和９年度)中の業種の変更及び各年度途中での業種の追加はできません。

9　資格審査結果の通知等

資格審査結果については通知しません。

入札参加資格者名簿への登載をもって資格審査結果通知に代えます。なお、受付票等が必要な場合は、返信用の封筒（長形３号）に切手を貼付して同封してください。受付票の郵送は審査後になりますので、３月頃になる見込みです。

10　登録内容の変更

申請後、登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出してください。なお、変更届については、送付・持参のどちらの方法でも受付いたします。

11　提出時の注意事項

(1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等の登録申請において、茨木市内を所在地とする支社・支店等での登録申請については、市外業者となります。

(2) 「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等」の両方での登録申請はできません。必ずどちらか一方での登録申請となります。

(3) 証明書類等は、発行日が令和８年９月１日以降のものに限ります。ただし、測量・建設コンサルタント等の登録証明書については、発行日が令和８年６月１日以降のものとします。また、有効期限のある証明書類等については、提出時有効なものをご提出ください。

※建設業許可証明書並びに測量・建設コンサルタント登録証明書の発行ができない場合は、許可・登録通知書（許可・登録の有効期限内のものに限る）をご提出ください。

(4) 「入札参加資格審査申請（新規登録）提出書類一覧表及び送付書類チェックリスト（様式１）」をご確認のうえ、複数枚にわたる紙資料は書類ごとにホッチキス止めし、№順にそろえてクリップ止めやクリアファイルに挟むなど、書類が抜け落ちないよう固定して、まとめてご送付ください。

※Ａ４判紙製ファイルへの綴じ込みは不要です。

12　その他

受付した書類について、後日記載事項が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を行いますのでご留意ください。